

議案第 号

公の施設（宝塚市立文化芸術センター及び宝塚文化芸術センター庭園）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年（2024年）2月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

- 1 公の施設の名称 宝塚市立文化芸術センター及び宝塚文化芸術センター庭園
- 2 指定管理者となる団体 宝塚市栄町2丁目1番1号  
公益財団法人宝塚市文化財団  
代表理事 秋 山 文 子
- 3 指定の期間 令和7年（2025年）4月1日から  
令和12年（2030年）3月31日まで

議案第 号及び第 号

公の施設の指定管理者の指定について  
地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2第1項～第5項 (略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 (略)

令和 5 年（2023 年）1 2 月 1 5 日

宝塚市長 山崎 晴恵 様

宝塚市立文化芸術センター及び宝塚文化芸術センター庭園  
指定管理者選定委員会 委員長 久 隆 浩宝塚市立文化芸術センター及び宝塚文化芸術センター庭園指定管理者候補者の  
選定結果について（答申）令和 5 年（2023 年）7 月 3 1 日付宝塚市諮問第 2 2 号で諮問のありましたみだしの件につ  
いて、指定管理者の候補者を選定しましたので下記のとおり答申します。

## 記

## 1 選定内容

## (1) 選定の目的

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から令和 1 2 年（2030 年）3 月 3 1 日までの期間におけ  
る宝塚市立文化芸術センター及び宝塚文化芸術センター庭園の指定管理者について、  
申請者である法人等を総合的に評価し、適切な候補者を選定します。

## (2) 選定する施設

- ア 宝塚市立文化芸術センター
- イ 宝塚文化芸術センター庭園

## (3) 申請の状況

宝塚市立文化芸術センター及び宝塚文化芸術センター庭園は、宝塚市立文化芸術  
センター条例第 1 9 条及び宝塚市都市公園条例第 2 5 条の規定に基づき、公募の結  
果、以下の 2 者から申請がありました。（五十音順）

- ア 公益財団法人宝塚市文化財団
- イ XXXXXXXXXX

## 2 審議内容

## (1) 選定委員会委員

- |     |       |                            |
|-----|-------|----------------------------|
| 委員長 | 久 隆浩  | 近畿大学総合社会学部環境・まちづくり系専攻 教授   |
| 委員  | 古賀 弥生 | 兵庫県公立大学法人芸術文化観光専門職大学 教授    |
| 委員  | 越知 昌賜 | 関西国際大学 国際コミュニケーション学部 非常勤講師 |
| 委員  | 菅谷 富夫 | 大阪中之島美術館 館長                |

委員 赤澤 宏樹 兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授  
兵庫県立人と自然の博物館  
自然・環境マネジメント研究部 研究部長

委員 越智 彰 税理士

委員 竹内 まや子 市民公募委員

## (2) 選定経緯

- ア 第1回選定委員会 令和5年 7月31日  
(募集要項・業務の概要、選定基準及び方法の決定)
- イ 募集要項の公表 令和5年 9月 1日
- ウ 指定申請書の受付 令和5年 9月 4日から10月31日まで
- エ 第2回選定委員会 令和5年11月28日  
(書類審査及びプレゼンテーション審査の実施、候補者決定)

## (3) 審査方法

宝塚市指定管理者選定要領、宝塚市立文化芸術センター条例及び宝塚市都市公園条例に基づき、評価項目を7項目、配点を200点満点と設定しました。

採点は項目ごとに5段階評価とし、委員ごとの評価点合計（200点満点）の1位の判定が最も多い団体等を候補者とするものとしました。

候補者の辞退があった場合に候補者とする次点者は、候補者となった団体等を除き、次に1位の判定が最も多い団体等とするものとしました。

また、各委員の評価点合計が最低必要点数に満たない団体等は、候補者及び次点者に選定されないこととし、全委員の評価点合計の総合計点の60%を最低必要点数としました。

## 3 選定結果

### (1) 指定管理者の候補者

委員ごとの評価点合計において1位の判定をした委員の数については、公益財団法人宝塚市文化財団が5名となり、1位の判定が最も多い団体になりました。

また、別紙のとおり公益財団法人宝塚市文化財団の総合計点は1,200点中958点（約79.8%）で、必要最低点数720点（60%）を上回っていました。

これら各委員の審査結果に基づいて委員会で審議を行った結果、以下の団体を指定管理者の候補者として選定することが適切であると決定しました。

住所 兵庫県宝塚市栄町2丁目1番1号  
名称 公益財団法人宝塚市文化財団  
代表者 理事長 秋山 文子

## (2) 選定理由

- ・地域のことを十分に理解しているとともに、子どもの感性や情緒を伸ばす取組が提案され、加えて大人も一緒に楽しめる提案がされている。
- ・管理運営業務や事業展開の中で、地元との連携が明確に位置付けられている。
- ・アートだけに特化しない様々な展開が提案され、アートに馴染みのない方々にも受け入れられるような工夫が期待できる。
- ・総括責任者候補が全ての質疑に答えたことで、安心感が持てる。

## (3) 次点者

住 所

名 称

代表者

構成員

構成員

## 4 選定に当たって

当該団体等を指定管理者の候補者として選定するに当たり、本委員会としては特に以下の点について十分な理解と配慮を求め、提案内容を誠実かつ確実に履行するよう努められることを望みます。

- ・巡回展について固執することなく、コアとして文化芸術センターでしっかり実施し、サテライトとして様々な施設で実施するという役割分担と連携を図り、文化芸術センターでの事業実施が手薄にならないように進めること。
- ・アートの専門性について、外部のアートの専門家の力を借りながら専門性を身につけ、これをきっかけに音楽の専門性と同じようにアートの専門性をもった職員を育てること。
- ・人員体制の安定性に関して、人材が財産であり人手不足が深刻化していることを踏まえて、人件費については考慮すること。



宝塚市立文化芸術センター及び宝塚文化芸術センター庭園指定管理者選定委員会 委員採点集計表

		法人等名称	(公財)宝塚市文化財団	
公平性	市民の平等な利用が確保されていること			
	設置目的が達成されているか		50	44
	利用対象者が平等なサービスが受けられるものであるか		50	48
効果性	施設の効用を最大限に発揮でき、サービスの向上が図られること			
	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)であるか		46	40
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っているか		46	46
効率性	管理運営経費の縮減			
	経費縮減のための具体的な方策があるか		44	46
	適正な収支計画と認められるか		44	42
管理(運営)能力	施設の安定した管理運営			
	施設の運営に必要な専門知識を持っているか		26	25
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっており、適正な管理運営になっているか		24	23
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定しているか		27	24
	個人情報の保護・管理に関する対策が十分か		23	23
	当該施設または類似施設の管理運営実績があるか		27	27
管理(維持)能力	施設の適切な維持管理			
	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか		50	44
	施設の維持管理体制が明確にされ、安全・安心の施設管理ができるか		25	23
業務仕様に対する運営能力	事業の企画力、実行力			
	メインギャラリーでの事業計画の具体性、実現性がある、かつ魅力的な提案がされているか		44	44
	多様な利用者への配慮のほか、文化芸術に触れる機会が少ない人の利用促進や緑を身近に感じられる魅力的な体験メニューが提案されているか		52	40
	市民、来訪者、アーティストによる交流が生まれるような具体的な事業や、市民サポーターをはじめとする市民との協働について、魅力的な提案がされているか		50	38
	文化芸術活動の支援について、魅力的な提案がされているか		46	42
	適切で効果的な情報発信の提案がなされているか		44	44
	観光やまちづくり、福祉、教育、産業など関連分野に寄与する提案がされているか		48	36
	文化芸術、庭園、協働という3つの観点から、周辺施設や関係団体と連携し、にぎわいを創出するための魅力的な提案がされているか		52	38
	年間来場者数の目標を達成するための具体的かつ効果的な提案がされているか		42	40
自主事業における運営能力	施設の魅力向上とにぎわいの創出			
	施設の特徴を生かした魅力的な提案がされているか		46	40
	市内事業者等との連携により、地域経済活性化の提案がされているか		52	34
		計	958	851
		得点率(合計点/1,200点)	79.8%	70.9%

法人等名称	(公財)宝塚市文化財団	大項目 配点	小項目 配点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	総合
公平性	市民の平等な利用が確保されていること	20								
	設置目的が達成されているか		10	8	8	8	8	8	10	50
	利用対象者が平等なサービスが受けられるものであるか		10	8	8	8	8	8	10	50
効果性	施設の効用を最大限に発揮でき、サービスの向上が図られること	20								
	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)であるか		10	10	10	6	6	6	8	46
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っているか		10	8	8	6	8	8	8	46
効率性	管理運営経費の縮減	20								
	経費縮減のための具体的な方策があるか		10	10	8	6	6	6	8	44
	適正な収支計画と認められるか		10	10	8	6	6	6	8	44
管理 (運営) 能力	施設の安定した管理運営	25								
	施設の運営に必要な専門知識を持っているか		5	4	5	3	5	4	5	26
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっており、 適正な管理運営になっているか		5	4	4	4	4	4	4	24
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定しているか		5	5	5	4	5	4	4	27
	個人情報の保護・管理に関する対策が十分か		5	4	4	3	4	4	4	23
	当該施設または類似施設の管理運営実績があるか		5	4	5	4	4	5	5	27
管理 (維持) 能力	施設の適切な維持管理	15								
	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか		10	10	8	8	8	6	10	50
	施設の維持管理体制が明確にされ、安全・安心の施設管理ができるか		5	5	4	4	4	3	5	25
業務仕様 に対する 運営能力	事業の企画力、実行力	80								
	メインギャラリーでの事業計画の具体性、実現性がある、かつ魅力的な提案がされているか		10	8	8	6	6	6	10	44
	多様な利用者への配慮のほか、文化芸術に触れる機会が少ない人の利用促進や緑を身近に感じられる魅力的な体験メニューが提案されているか		10	10	8	8	8	8	10	52
	市民、来訪者、アーティストによる交流が生まれるような具体的な事業や、市民サポーターをはじめとする市民との協働について、魅力的な提案がされているか		10	10	8	8	8	6	10	50
	文化芸術活動の支援について、魅力的な提案がされているか		10	8	8	6	6	8	10	46
	適切で効果的な情報発信の提案がなされているか		10	8	8	8	6	6	8	44
	観光やまちづくり、福祉、教育、産業など関連分野に寄与する提案がされているか		10	10	8	8	8	6	8	48
	文化芸術、庭園、協働という3つの観点から、周辺施設や関係団体と連携し、にぎわいを創出するための魅力的な提案がされているか		10	10	8	8	8	8	10	52
	年間来場者数の目標を達成するための具体的かつ効果的な提案がされているか		10	8	8	6	6	6	8	42
自主事業 における 運営能力	施設の魅力向上とにぎわいの創出	20								
	施設の特徴を生かした魅力的な提案がされているか		10	8	8	6	6	8	10	46
	市内事業者等との連携により、地域経済活性化の提案がされているか		10	10	10	8	8	6	10	52
<b>計</b>		<b>200</b>		<b>180</b>	<b>167</b>	<b>142</b>	<b>146</b>	<b>140</b>	<b>183</b>	<b>958</b>
		得点率(合計点/200点)		90.0%	83.5%	71.0%	73.0%	70.0%	91.5%	79.8%



## 法人等の団体概要書

( 令和5年10月1日 現在)

法人等名称	公益財団法人宝塚市文化財団		
構成員名※			
所在地	兵庫県宝塚市栄町2丁目1番1号		
代表者名	理事長 秋山 文子		
設立年月日	平成6年(1994年)4月1日		
資本金(千円)	基本財産 401,491千円		
事業所数	3箇所	従業員数	28名
業務概要	<p>当財団は、地域住民の自主的な参加を得て、地域の文化活動の振興に資する事業を行うとともに、地域住民にすぐれた芸術文化を提供し、もって地域文化の創造及び発展に寄与することを目的として、次の事業を行っています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 芸術文化鑑賞事業等の開催</li> <li>2. 地域の芸術文化活動の育成及び援助</li> <li>3. 地域の文化に関する情報の収集及び提供</li> <li>4. 芸術文化施設の管理運営</li> <li>5. その他目的を達成するために必要な事業</li> </ol>		
インボイス制度 請求書発行事業者	登録 年月日	令和5年10月1日	登録番号 T8140005020352
担当部署及び担当者名	事務局次長 三戸 俊徳		
電話番号	0797-85-8844		
F A X	0797-85-8873		
E-Mail	info@takarazuka-c.jp		

※ 共同企業体で申請する場合、構成員名欄に団体名を記載し、構成員ごとに作成してください。

## ○宝塚市立文化芸術センター条例（平成30年6月27日条例第34号）〔一部抜粋〕

（指定管理者の指定）

第19条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事由があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書にセンターの管理に係る業務に関する事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、センターの管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

（1） 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。

（2） 事業計画書等の内容がセンターの効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

（3） センターの管理を安定して行う能力を有していること。

## ○宝塚市都市公園条例（昭和44年10月3日条例第40号）〔一部抜粋〕

（指定管理者の指定）

第25条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別事由があると認めるときは、特別の事由があると認めるときを除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に庭園の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、庭園の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

（1）公衆の平等な利用を確保できるものであること。

（2）事業計画書等の内容が庭園の効用を最大限発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

（3）庭園の管理を安定して行う能力を有していること。